

講座室・視聴覚ホールの利用基準

令和3年12月1日(水)以降のイベント等の開催については、令和3年11月19日付けの国の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、大声なしのイベント等の人数上限は収容定員までとなることから、下記のとおり、講座室及び視聴覚ホールについて変更します。

記

1 利用人数

- ・ 講座室 32名（現行） ⇒ 60名（定員）
- ・ 視聴覚ホール 100名（現行） ⇒ 200名（定員）

2 利用にあたっての留意点

- ・ 密が発生しないように、身体的距離の確保を考慮するような利用をお願いします。
- ・ マスク着用をお願いします。
- ・ 手指の消毒やこまめな手洗いにご協力をお願いします。
- ・ 発熱又は風邪に似た症状があるときは、ご利用をお控えください。
- ・ 対面の場合は、互いに十分な距離（最低1m～2m以上）を保持した上で使用していただきます。
十分な距離をとることが困難である場合は、距離を置くことと同等の効果を有する措置（アクリル板の設置等）をお願いします。
- ・ 参加者等の氏名や連絡先を把握し、リストを作成するなどして保管するようお願いします。
- ・ 定期的にドアや窓等を開けるなど、こまめな換気をしてください。
- ・ なお、上記、「(令和3年12月2日～) 講座室・視聴覚ホールの利用基準」による定員人数を超えないことを使用の条件とします。

3 変更日

令和3年12月2日（木）